

広島県警察無線電話の運用に関する訓令

平成10年4月1日  
本部訓令第12号

この訓令は、広島県警察における警察無線電話の運用に関して

- 総則
- 通信統制官の指定
- 統制局の指定
- 通信の実施方法

などについて必要な事項を定めたもの